

南知多町立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8年 3月18日

南知多町長

石黒和彦

南知多町条例第 7号

南知多町立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

南知多町立保育所設置及び管理条例（昭和62年南知多町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 保育所に、嘱託医を置く。ただし、嘱託医は非常勤とし、町長が委嘱する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（南知多町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 南知多町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年南知多町条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

| | | |
|-----|---|---------|
| 産業医 | 〃 | 129,600 |
|-----|---|---------|

」を「

| | | |
|--------|---|---|
| 産業医 | 〃 | 129,600 |
| 保育所嘱託医 | 〃 | 次に掲げる額の合計額 （1）基本額分 児童数40人以上 140,000 児童数40人未満 80,000 （2）健康診断分 児童一人につき 900 |

」に改める。